



2015年4月9日

各 位

会社名 イオン北海道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 星野 三郎  
(コード番号 7512 東証一部・札証)  
問合せ先 取締役兼執行役員  
管理本部長 竹垣 吉彦  
電話番号 011-865-4120

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月9日開催の取締役会において、「定款の一部変更」に関し、2014年5月22日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社が、2014年8月20日までに、A種種類株式の発行済株式のうち23,000,000株を取得し、2014年8月26日までに同取得株式の全株式を消却したことに伴い、定款に定めるA種種類株式の発行可能種類株式総数を1,500,000株と変更いたします。

また、今後の当社の事業計画の遂行および機動的な資本政策の実行を可能とするため、定款に定める普通株式の発行可能種類株式総数を130,500,000株に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、定款を一部変更いたします。

なお、第22条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年5月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2015年5月22日(予定)

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>107,500,000株</u>、第2章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数は<u>24,500,000株</u>とする。</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第22条</p> <p>当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条</p> <p>当社の発行可能株式総数は、132,000,000株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は<u>130,500,000株</u>、第2章の2に規定するA種種類株式の発行可能種類株式総数は<u>1,500,000株</u>とする。</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第22条</p> <p>当社は、<u>取締役</u> (<u>業務執行取締役または支配人その他の使用人である物を除く。</u>)との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第28条</p> <p>当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以上